

患者調査、DPC 調査等の統計調査データを用いた看護職員必要数の長期将来推計に関する検討

○背景

・医療の効率化と高度化とともに看護業務は高度化、複雑化して業務量は増大し、看護職員の必要数が変化する可能性があるため、医療の質と量および医療提供体制の将来的な変化を反映させた長期的な看護職員必要数の推計手法が必要と考えられる。

・平成 20 年度までの厚生労働科学研究(伏見班)で、地域の疾病構造と疾病あたりの医療需要量から地域の医療需要を推計し、急性期病床数、医師数等の必要数を推計する手法が報告された。この方法を応用して、地域の看護需要とその将来予測を推計し、地域の看護職員の必要数の推計を試みることが可能であると考えられる。

・平成 20 年度の社会保障国民会議において、急性期医療の効率化と高度化を想定して、①2025 年の人口構造予測、②急性期患者数を 70%と仮定、③急性期医療の変化を想定した4つのシナリオ、に基づく看護職員必要数等の推計が作成された。シナリオでは、急性期病床あたりの看護職員数は現状と同等、現状の 1.2 倍、2 倍、2.2 倍と設定された。この推計では急性期患者数や看護職員必要数に暫定的な仮定の数値が用いられたが、これらの数値をより厳密に推計するとともに、医療提供体制の変化等の様々な条件設定を含めることにより、より詳細な看護職員必要数の推計が可能であると考えられる。

○推計方法

・外来、急性期、慢性期、精神、療養等の医療機能区分を適宜設定し、それぞれの区分毎に患者数、病床数等の医療需要および単位需要あたりの看護需要と看護職員必要数を推計する手法をとる。

・大きな変化が予想される急性期の医療需要の推計に当たっては、社会保障国民会議での推計を参考に、人口構造の変化、急性期医療の効率化と高度化、医療機関の機能分化等の要因に関して複数の条件を設定して推計を行う。

・病床あたりの看護職員数の推計に当たっては、診療プロセスの変化、医療の高度化等を考慮して、単に現状からの相対的な変化量のみではなく、諸外国の状況なども考慮して、一定の根拠に基づいて複数の場合分けを含む詳細な条件設定を設ける